

「山の手地区住民バス」社会実験終了(報告)について

1. 経緯

山の手地区住民バスは、高齢者の通院や買い物等の移動需要に対応すること、また中学生の通学の移動需要に対応することを目的として、平成30年4月から社会実験として運行を開始した。

【平成30年度（社会実験1年目）】

4月より社会実験として運行を開始。利用実績や利用者・地域住民の意見を反映させるため、年度途中にルート変更、ダイヤ変更、フリー乗降区間の設定等を行った結果、収支率は目標（7%）を超える7.9%を達成した。

【平成31年度・令和元年度（社会実験2年目）】

前年度実績を踏まえ、4～11月までの間は主に高齢者の通院や買い物に特化し、12～3月は中学生の通学、帰宅のために増便するダイヤを編成したが、利用者数の大幅な増加が無く、収支率は目標（13.3%）を下回る10.1%に留まった。しかし、収支率の低い夏期間のデマンドタクシーでの運行と、収支率の高い冬期間の住民バスでの運行を組み合わせた形での実験継続を要望する請願が地域団体の代表から提出され、議会で採択されたため、継続して3年目の社会実験を実施することとなった。

【令和2年度（社会実験3年目）】

年度当初からの運行開始を目指してタクシー会社と調整していたが、経費面からタクシー車両の確保が困難であることが判明したため、冬季間運行事業者によるバス車両での運行を実施することとなった。目標収支率（20%）達成のため、運賃を増額するとともに、利用者の少ない8～11月に関しては運行曜日を限定（月・水・金）した上でのデマンド運行（予約制）を導入したが、運行実績は14.7%に留まった。

2. 今後について

令和3年3月末をもって3年間の社会実験を終了する。また、令和2年度における運行実績は収支率14.7%に留まり、目標収支率（20%）を達成することが出来なかったため、令和3年4月からの本格運行への移行は行わない。

今後については、新型コロナウイルス感染拡大による公共交通機関への影響を含め、山の手コミュニティ協議会による検証作業（アンケート）を行い、その結果を分析した後に、秋葉区地域公共交通に関する意見交換会において意見聴取し、地域の公共交通について検討していくこととしたい。

3. 社会実験の概要

	平成 30 年度	平成 31 年度・令和元年度	令和 2 年度
(1) 運行期間	H30. 4. 1～H31. 3. 31	H31. 4. 1～R2. 3. 31	R2. 8. 1～R3. 3. 31
(2) 運行日	平日(土・日・祝日・ 12. 29～1. 3 は運休)	平日(土・日・祝日・ 12. 29～1. 3 は運休)	【8～11月】 事前予約があった 月・水・金 【12～3月】 平日(土・日・祝日・ 12. 29～1. 3 は運休)
(3) 便数 運行時間帯	【4～6月】 便数 10 便 始発便 6:54 発 第 10 便 18:40 発 【7～11月】 便数 10 便 始発便 6:55 発 第 10 便 18:40 発 【12～3月】 便数 10 便 始発便 6:55 発 第 10 便 17:35 発	【4～6月】 便数 2 便 始発便 8:55 発 第 2 便 10:50 発 【7月】 便数 2 便 始発便 8:58 発 第 2 便 10:50 発 【8～10月】 便数 2 便 始発便 8:58 発 第 2 便 11:00 発 【11月】 便数 2 便 始発便 8:55 発 第 2 便 11:00 発 【12～3月】 便数 6 便 始発便 7:23 発 第 6 便 17:30 発	【8～11月】 便数 2 便 始発便 8:55 発 第 2 便 11:00 発 【12～3月】 便数 6 便 始発便 7:23 発 第 6 便 17:30 発
(4) 運賃	大人 200 円 (11 枚綴回数券 2,000 円) 小中学生 100 円 (11 枚綴回数券 1,000 円) 未就学児 無料	大人 200 円 (11 枚綴回数券 2,000 円) 小中学生 100 円 (11 枚綴回数券 1,000 円) 未就学児 無料	大人 400 円 (11 枚綴回数券 4,000 円) 小中学生 150 円 (11 枚綴回数券 1,500 円) 未就学児 無料
(5) ルート概要	鎌倉神明宮～矢代田 駅～小須戸	鎌倉神明宮～矢代田 駅～小須戸	鎌倉神明宮～矢代田 駅～小須戸
(6) 運行手段	マイクロバス(定員 28 名)	マイクロバス(定員 28 名)	マイクロバス(定員 28 名)
(7) 運行主体	山の手コミュニティ協議会	山の手コミュニティ協議会	山の手コミュニティ協議会
(8) 運行事業者	ドリーム観光バス株式会社	ドリーム観光バス株式会社	ドリーム観光バス株式会社
(9) 運行形態	道路運送法第 21 条	道路運送法第 21 条	道路運送法第 21 条
(10) 運行日数	244 日	240 日	132 日
(11) 利用者数	4,253 人	5,019 人	2,945 人
(12) 1 日当たり	17.4 人	20.9 人	22.3 人
(13) 収支率(目標)	7.9% (7.0%)	10.1% (13.3%)	14.7% (20.0%)